

名古屋港管理組合公報

令和6年4月16日
(火曜日)
号外第45号

目次

○勤務時間及び休暇に関する条例施行規則の一部を改正する規則	1
○職員の育児休業等に関する条例施行規則の一部を改正する規則	1
○職務に専念する義務の免除基準に関する規則の一部を改正する規則	1
○名古屋港管理組合永年勤続職員表彰規則の一部を改正する規則	2
○特別職の非常勤の職員等の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則	2
○給与条例施行規則等の一部を改正する規則の一部を改正する規則	2
○管理職手当規則の一部を改正する規則	3
○非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則	3
○名古屋港管理組合財務規則の一部を改正する規則	3

規則

○ 勤務時間及び休暇に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。
令和六年四月十六日

名古屋港管理組合管理者
愛知県知事 大村 秀章

名古屋港管理組合規則第二号

勤務時間及び休暇に関する条例施行規則の一部を改正する規則

勤務時間及び休暇に関する条例施行規則（昭和三十二年名古屋港管理組合規則第六号）の一部を次のように改正する。
第五条に次の一項を加える。

3 条例第十四条第三号に規定する特別休暇は時間単位で受けることができるものとし、時間単位で受ける場合にあつては、一日をもつて当該職員の日当たりの正規の勤務時間（一時間に満たない端数があるときは、一時間に切り上げる。）とする。この場合における特別休暇を受けることができる期間は、一回につき最初に勤務を免除される時から起算して四十八時間以内とする。

別記様式第五注一中「妊婦」を「健康サポート1」に、「生理」を「健康サポート2」に改め、同様式注三中「条例第14条第4号」を「条例第14条第1号、第4号及び第6号」に改める。

別記様式第五の二注一中「妊婦」を「健康サポート1」、同条第3号の場合は「健康サポート2」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の勤務時間及び休暇に関する条例施行規則の規定は、令和六年四月一日から適用する。

○ 職員の育児休業等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。
令和六年四月十六日

名古屋港管理組合管理者
愛知県知事 大村 秀章

名古屋港管理組合規則第三号

職員の育児休業等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の育児休業等に関する条例施行規則（平成四年名古屋港管理組合規則第一号）の一部を次のように改正する。
第三条中「第二条第五号イ②」を「第二条第六号イ②」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の職員の育児休業等に関する条例施行規則の規定は、令和六年四月一日から適用する。

○ 職務に専念する義務の免除基準に関する規則の一部を改正する規則を公布する。
令和六年四月十六日

名古屋港管理組合管理者
愛知県知事 大村 秀章

名古屋港管理組合規則第四号

職務に専念する義務の免除基準に関する規則の一部を改正する規則

職務に専念する義務の免除基準に関する規則（昭和三十二年名古屋港管理組合規則第五号）の一部を次のように改正する。
第一条第七号中「又は」を「」に、「世話」を「当該子の世話又は在籍する学校等の臨時休業等に伴い必要となる当該子の世話」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の職務に専念する義務の免除基準に関する規則の規定は、令和六年一月九日から適用する。

名古屋港管理組合永年勤続職員表彰規則の一部を改正する規則を公布する。

令和六年四月十六日

名古屋港管理組合管理者

愛知県知事 大村 秀章

名古屋港管理組合規則第五号

名古屋港管理組合永年勤続職員表彰規則の一部を改正する規則

名古屋港管理組合永年勤続職員表彰規則（平成二十年名古屋港管理組合規則第三号）の一部を次のように改正する。

第二条第三号中「（昭和三十年名古屋港管理組合条例第二号）」を削り、同号を同条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

三 職員の退職手当に関する条例（昭和三十年名古屋港管理組合条例第二号）第二条第二項第三号に規定する国家公務員第五条第二項第一号イ③中「第二条第三号」を「第二条第四号」に改め、同項第四号中「前三号」を「前各号」に改め、同号を同項第六号とし、同項第三号の次に次の二号を加える。

四 職員の自己啓発等休業に関する条例（平成二十八年名古屋港管理組合条例第四号）第二条第一項（同条例第六条第三項において準用する場合を含む。）の規定により自己啓発等休業をした期間（休業をした月を休業中とし、職務に復帰した月を休業中でないものとする。）の月数の二分の一の月数。ただし、職員としての職務に特に有用であると認められる場合は、除算しない。

五 職員の配偶者同行休業に関する条例（平成二十七年名古屋港管理組合条例第三号）第二条第一項（同条例第五条第三項において準用する場合を含む。）の規定により配偶者同行休業をした期間（休業をした月を休業中とし、職務に復帰した月を休業中でないものとする。）の月数の二分の一の月数

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

特別職の非常勤の職員等の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和六年四月十六日

名古屋港管理組合管理者

愛知県知事 大村 秀章

名古屋港管理組合規則第六号

特別職の非常勤の職員等の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

特別職の非常勤の職員等の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例施行規則（令和二年名古屋港管理組合規則第九号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

特別職の非常勤の職員等の報酬、費用弁償、期末手当及び勤勉手当に関する条例施行規則

第一条中「特別職の非常勤の職員等の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例」を「特別職の非常勤の職員等の報酬、費用弁償、期末手当及び勤勉手当に関する条例」に改める。

第六条中「一会計年度」の下に「（六月に支給する場合においては、当該年度の前年度の十二月二日から三月三十一日までの期間を含む。第六条の二において同じ。）」を加え、同条の次に次の一条を加える。

（勤勉手当の支給を受ける会計年度任用短時間勤務職員）

第六条の二 条例第七条の二第一項の「管理者が定める者」は、基準日にそれぞれ在職する一週間当たりの正規の勤務時間が十五時間三十分以上で一会計年度内における任期が六月以上の者（任命権者が定める者を除く。）とする。

第七条第二項中「及び期末手当」を「期末手当及び勤勉手当」に改める。

第九条第四項中「期末手当」の下に「及び勤勉手当」を加える。

附則第二項の見出し中「特別職の非常勤の職員等の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例」を「特別職の非常勤の職員等の報酬、費用弁償、期末手当及び勤勉手当に関する条例」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の特別職の非常勤の職員等の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例施行規則の規定は、令和六年四月一日から適用する。

給与条例施行規則等の一部を改正する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和六年四月十六日

名古屋港管理組合管理者

愛知県知事 大村 秀章

名古屋港管理組合規則第七号

給与条例施行規則等の一部を改正する規則の一部を改正する規則

給与条例施行規則等の一部を改正する規則（昭和六十三年名古屋港管理組合規則第三号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「第二十八条の五第一項」を「第二十二條の四第一項」に改める。

附 則

（施行期日等）

1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の給与条例施行規則等の一部を改正する規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、令和五年四月一日から適用する。

2 職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和五年名古屋港管理組合条例第四号）附則第十一項若しくは第十二項又は第十四項若しくは第十五項の規定により採用された職員に対する改正後の規則附則第二項の規定の適用については、同項中「地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二條の四第一項に規定する短時間勤務の職を占める」とあるのは、「職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和五年名古屋港管理組合条例第四号）附則第

十一項若しくは第十二項又は第十四項若しくは第十五項の規定により採用された」とする。

管理職手当規則の一部を改正する規則を公布する。

令和六年四月十六日

名古屋港管理組合管理者

愛知県知事 大村 秀章

名古屋港管理組合規則第八号

管理職手当規則の一部を改正する規則

管理職手当規則（昭和四十一年名古屋港管理組合規則第三号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「百円」を「一元」に改める。

附 則

（施行期日等）

- この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の管理職手当規則の規定は、令和六年四月一日から適用する。
（管理職手当規則の一部を改正する規則の一部改正）
- 管理職手当規則の一部を改正する規則（令和五年名古屋港管理組合規則第十四号）の一部を次のように改正する。
附則第二項中「百円」を「一元」に改める。

非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和六年四月十六日

名古屋港管理組合管理者

愛知県知事 大村 秀章

名古屋港管理組合規則第九号

非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和四十三年名古屋港管理組合規則第九号）の一部を次のように改正する。

第二条中「同条第三項」を「第四条第一項」に改める。

第十条の二第二号中「若しくは」を「又は」に改め、「又は売春防止法（昭和三十一年法律第百十八号）第十七条の規定による補導処分として婦人補導院に収容されている場合」を削る。

別表第一第二項第五号中「皮膚かじよう」を「皮膚潰瘍」に改め、同表第三項第三号中「さく岩機」を「削岩機」に改め、同表第四項第三号中「うるし」を「漆」に改め、同表第七項中第十六号を第十七号とし、第十一号から第十五号までを一号ずつ繰り下げ、第十号の次に次の一号を加える。

十一 三・三シクロロ一四・四シアミノジフェニルメタンにさらされる業務に従事したため生じた尿路系腫瘍

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の規定は、令和六年四月一日から適用する。

名古屋港管理組合財務規則の一部を改正する規則を公布する。

令和六年四月十六日

名古屋港管理組合管理者

愛知県知事 大村 秀章

名古屋港管理組合規則第十号

名古屋港管理組合財務規則の一部を改正する規則

名古屋港管理組合財務規則（昭和二十九年名古屋港管理組合規則第七号）の一部を次のように改正する。

第二十七条第四号中「第百六十五条の七」を「第百六十五条の六」に改める。

第四十五条の二を次のように改める。

（指定公金事務取扱者に対する歳入の徴収又は歳入等の収納の委託）

第四十五条の二 法第二百四十三条の二の五第一項の規定により管理者が定める歳入等（歳入及び歳入歳出外現金をいう。以下この条において同じ。）は、次に掲げるもの以外の歳入等とする。

- 地方譲与税、地方交付税、国庫支出金その他の国又は他の普通地方公共団体から交付される歳入
 - 繰入金その他の本組合の他の会計から繰り入れる歳入及び繰越金
- 管理者は、法第二百四十三条の二第一項の規定により歳入の徴収又は歳入等の収納に関する事務を委託しようとするときは、あらかじめ会計管理者と協議するものとする。
 - 指定公金事務取扱者に委託された歳入の徴収又は歳入等の収納に関する事務は、次に定めるところにより処理されなければならない。
 - 歳入の徴収又は歳入等の収納をしたときは、納人に対し領収書を交付すること。ただし、官公署等の納人が定めた領収書により受領する場合は、この限りでない。
 - 収納した現金等は、即日又は管理者の指定した日までに指定金融機関等に払い込むこと。
 - 前号の規定により現金等を払い込んだときは、管理者に対しその内容を示す計算書を管理者の定める期日までに提出すること。

第七十八条第一項中「もしくは過渡し」を「又は過渡し」に、「または」を「及び」に、「もしくは概算払」を「若しくは概算払をし、又は法第二百四十三条の二第一項の規定により支出に関する事務を委託した場合」に改める。

第七十八条の二第一項中「令第百六十五条の三第一項」を「法第二百四十三条の二第一項」に、「支出事務を私人に」を「支出に関する事務を」に改め、同条第二項中「私人」を「指定公金事務取扱者」に、「支出事務は、次の各号に」を「支

出に関する事務は、次に」に改める。

第八十六条中「第二百四十三条の二の二第一項前段」を「第二百四十三条の二の八第一項前段」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の名古屋港管理組合財務規則の規定は、令和六年四月一日から適用する。
- (経過措置)
- 2 この規則による改正後の名古屋港管理組合財務規則（以下「改正後の規則」という。）第四十五条の二第三項の規定の適用については、地方自治法の一部を改正する法律（令和五年法律第十九号）附則第二条第三項の規定によりなお従前の例により公金の徴収又は収納に関する事務を行わせる場合における当該事務を行う者は、地方自治法（昭和三十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二第二項に規定する指定公金事務取扱者とみなす。
 - 3 改正後の規則第七十八条第二項の規定の適用については、地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和六年政令第十二号、以下「改正政令」という。）附則第二条第一項の規定によりなお従前の例により公金の支出に関する事務を行わせる場合は、地方自治法第二百四十三条の二第二項の規定により支出に関する事務を委託した場合とみなす。
 - 4 改正後の規則第七十八条の二の規定の適用については、改正政令附則第二条第一項の規定によりなお従前の例により公金の支出に関する事務を行わせる場合における当該事務を行う者は、地方自治法第二百四十三条の二第二項に規定する指定公金事務取扱者とみなす。

発行所 名古屋市港区港町1番11号

名古屋港管理組合